

東洋大学連携事業仕様

中野区運動施設等の指定管理者が行う東洋大学連携事業の内容及び範囲等は、この仕様による。

1 事業名

中野区・東洋大学連携事業「少年・少女野球教室」事業

2 実施場所

哲学堂野球場または上高田野球場

※必要に応じ会議室（関係者待機室）

3 事業実施回数

(1) 1年に1回とする。

(2) 東洋大学及び中野区と協議のうえ、実施日を決めること。雨天等により実施できない場合に備え、予備日を設定すること。

4 業務内容

(1) 関係者との調整、来賓対応、準備・実施の計画及び当日の進行に関すること。

(2) 使用施設の確保に関すること。

(3) 事業の運営に適切な人員を配置すること。

(4) 参加者募集・広報に関すること。

(5) 必要な用具・資料の用意及び管理を行うこと。

(6) 教室開催に伴う安全管理、健康管理及び受付に関すること。

- (7) 実施結果を報告すること。
- (8) 事業の評価を行うための参加者対象にアンケートを実施し、収集すること。
- (9) その他、事業実施運営に関すること。

5 事業詳細

東洋大学野球部を招聘して、「少年・少女野球教室」を開催する。

(1) 参加対象・人数

小学5・6年生 … 100名程度、定員を超えた場合は抽選とする。

(2) 実施予定時間

9時頃から16時頃まで

(3) 募集・広報・調整等

① 募集方法 往復はがきでの申込みとする。

② 広報活動

生涯学習スポーツ情報誌「ないせす」に掲載すること。

広く区民に周知を図るためのチラシ等を下記の部数作成し、広報活動を行うこと。

・白黒チラシ 400部

・カラーチラシ 30部

③ 関係者との調整

東洋大学、少年野球連盟など各関係者との調整を密にし、多くの参加者が集まるように行うこと。

④ 参加者等への対応

哲学堂公園管理事務所において、問合せその他の参加者等対応を行うこと。

6 執行体制

(1) 要員の配置

関係者と連絡・調整を密にし、業務が円滑に実施できる要員を配置する。また、要員を配置するにあたっては、その身分を明確にするため業務に適した服装と名札を着用すること。

(2) 要員の選任

- ① 業務を的確かつ迅速に履行することはもとより、スポーツ活動の場ということを認識し、規律を乱すことのない者を選任すること。
- ② スポーツ活動の支援を担う重要な施設であることを認識し、参加者には親切で丁寧な接客のできる者を選任すること。
- ③ 業務の目的や対象者に合わせた専門的な知識や経験を持つ人材の確保を行い、要員の中には普通救命講習終了あるいは同等以上の知識を有する者を配置すること。
- ④ 責任者を定め、配置すること。

7 業務報告

業務終了後、30日以内に報告書（アンケート収集結果を含む）を作成し、事業の状況のわかる写真を添付のうえ中野区に提出して確認を受けること。

8 責務

- (1) 労働基準法はもとよりその他労働関係法規を遵守するとともに、中野区男女平等基本条例の基本理念を尊重し、業務にあたること。
- (2) 信用を失墜する行為をしないこと。
- (3) 個人情報はもとより業務上知り得た情報を第三者に漏洩・開示してはならない。また、本事業履行以外の目的に使用してはならない。これらは本事業終了後も同様とする。なお、次の各号に

掲げる条件を付する。

- ① 個人情報の漏洩、紛失、改ざん及び破損の防止
- ② 事業事務以外の利用禁止
- ③ 第三者への提供の禁止
- ④ 複写の禁止
- ⑤ 提供資料の返還義務
- ⑥ 個人情報の管理に係る検査に応ずる義務
- ⑦ 事故報告義務
- ⑧ 再委託の禁止。ただし、あらかじめ中野区の承認を受けたときは、業務の一部を第三者に委託することができる。

(4) 個人情報等の遺漏等が発生した場合は、中野区から適切な処置を講ずるよう求めるものとする。

(5) 災害・事故発生時には、参加者の安全を確保するため適切かつ迅速な行動をとること。

9 その他

(1) 天候等、責めに帰さない事情により事業中止となった場合の指定管理料の返還については、中野区と協議のうえ決定する。

(2) 本事業にかかる書類は、事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存すること。

(3) 本事業の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。

(4) 環境への負荷が少ない物品等の調達

本事業の履行にあたり物品等を調達する場合は、区の「グリーン購入ガイドライン」、「調達方針」に基づき行うよう努めること。

- (5) 本仕様に記載のない事項は、関係者と連絡調整を緊密に行い協議のうえ実施する。また、その他疑義が生じた場合も、随時関係者と協議を行い決定すること。